

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成23年 3月10日

社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三輪 茂

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
(うち360日間)
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
門別競馬場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 日高町内若しくは近郊の市町村に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 馬場整備にかかる技術を有すること。
- (3) 馬場整備車（ユニモグ）の構造を熟知し、点検整備及び簡易な修理が行えること。
- (4) 発馬機の取扱い及び構造を熟知し、点検整備及び簡易な修理が行えること。
- (5) トラクターの構造を熟知し、点検整備及び簡易な修理が行えること。
- (6) 整馬業務（競走馬の枠入れ）に精通し、補助具等を取り扱えること。
- (7) 大型免許を有する者を含むこと。（散水車等運転業務）
- (8) 大型特殊免許を有する者を含むこと。（タイヤショベル等運転業務）
- (9) 草刈り業務にあっては、草刈り機の取扱いに必要な資格を有すること。
- (10) 冬期間の除雪作業でロータリー車を運転するため、車両系建設機械運転業務免許を有する者を含むこと。
- (11) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

3 制限付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の期間 平成23年3月10日（木）から平成23年3月18日（金）まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 入札参加資格に関し、門別競馬場にて審査を行うことがある。
 - エ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社総務部
- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社総務部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社会議室

(郵送による場合は、〒055-0008 社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部)

- (2) 入札日時 平成23年3月23日(水) 午前11時00分から
(郵送による場合は、平成23年3月22日(火) 17時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

8 電子入札の可否

否

9 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社総務部
- (2) 交付期間 平成23年3月10日(木)から平成23年3月18日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
- (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。
また、北海道競馬のホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<http://www.hokkaidokeiba.net/>)

10 送付による入札の可否

認める。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 入札参加申込書の提出期間及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期間 平成23年3月10日(木)から平成23年3月18日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
- (2) 提出場所 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社総務部

14 その他

- (1) 開札の時に於いて、1の(2)又は2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 社団法人北海道軽種馬振興公社業務部 馬場・施設管理G

イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1

電話番号 01456-2-2501

(5) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) この入札は、落札者があるまで2回行い、落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、平成23年 3月10日付けで告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 契約書（案）による
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までのうち360日間
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 門別競馬場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 日高町内若しくは近郊の市町村に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 馬場整備にかかる技術を有すること。（ダートコース、ウッドチップコース）
- (3) 馬場整備車（ユニモグ）の構造を熟知し、点検整備及び簡易な修理が行えること。
- (4) 発馬機の取扱い及び構造を熟知し、点検整備及び簡易な修理が行えること。
- (5) トラクターの構造を熟知し、点検整備及び簡易な修理が行えること。
- (6) 整馬業務（競走馬の粹入れ）に精通し、補助具等を取り扱えること。
- (7) 大型免許を有する者を含むこと。（散水車等運転業務）
- (8) 大型特殊免許を有する者を含むこと。（タイヤショベル等運転業務）
- (9) 草刈り業務にあっては、草刈り機の取り扱いに必要な資格を有すること。
- (10) 冬期間の除雪作業でロータリー車を運転するため、車両系建設機械運転業務免許を有する者を含むこと。
- (11) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年 3月10日（木）から平成23年 3月18日（金）まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

（ア）一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

ウ 入札参加資格に関し、門別競馬場にて審査を行うことがある。

エ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1

社団法人北海道軽種馬振興公社総務部

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 社団法人北海道軽種馬振興公社総務部

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
（郵送による場合は、〒055-0008 社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部）
- (2) 入札日時 平成23年 3月23日（水） 午前11時00分
（郵送による場合は、平成23年3月22日（火）17時必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否

否。

9 送付による入札の可否

認める。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 社団法人北海道軽種馬振興公社

イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1

社団法人北海道軽種馬振興公社業務部 馬場・施設管理G

電話番号 01456-2-2501

(5) 送付（書留・簡易書留・配達郵便記録のいずれかの方法に限る）により提出する場合は二重封とし、表封筒に「3月23日開札門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務に係る入札書在中」の旨朱書き中封筒の封皮に直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし本入札説明書11（4）宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を北海道軽種馬振興公社に提出し、北海道軽種馬振興公社が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾

することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、北海道軽種馬振興公社が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

連絡先(担当者)

平成23年3月10日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 契約の名称

門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務委託契約

2 日高町内若しくは近郊の市町村内の営業所等

3 添付書類

(1) 類似契約履行実績調書(別記第2号様式)

(2) 契約履行実績を証明する書面(別記第3号様式)又は契約書の写し

注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

類似契約履行実績調書

申請者名

馬場整備等管理業務及び 発馬機取扱業務契約名	馬場整備等管理業務及び 発馬機取扱業務の内容	発注機関名	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間
					自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
					自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

【記載方法について】

- 1 告示において明示した調達する役務と種類及び規模をほぼ同じくする契約にかかる履行実績について記載すること。
- 2 資格審査申請日の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は、24月分)における実績を記載すること。なお、記載する契約は委託期間が満了していることとし、申請日以降に契約期間が及ぶ契約は記載しないこと。
(記載する契約の委託期間例・・・平成16年4月1日～平成17年3月31日、平成17年4月1日～平成18年3月31日)
- 3 国(公団を含む)又は地方公共団体(地方住宅供給公社を含む。)との契約を優先的に記載すること。
- 4 3に次ぐ優先順位として、金額の多い契約を優先的に記載すること。
- 5 1、2に該当する契約を3件以上有する場合は、3、4により2件まで記載すること。
- 6 類似契約履行実績を証明するものとして、別記第3号様式(契約履行実績証明書)又は契約書の写しを添付すること。
※ 契約書の写しを添付する場合は、「本書内容について誠実に履行が完了したことを誓約します。」等の文言及び代表者職・氏名を記載し代表者印を押すこと。
- 7 この様式は、申請者が中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された共同組合の場合は、各構成員ごとに作成すること。

契 約 履 行 実 績 証 明 書

(発注者)

様

(受注者)

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

事業年度	馬場整備等管理業務及び 発馬機取扱業務契約名	契約の内容、規模	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間	契約年月日	履行状況 (良・否)

上記契約を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者(証明者)

印

注 この様式は、類似契約履行実績を証明するために使用すること。

競争入札心得

(総則)

第1条 社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第8条 開札は、広告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札等）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（注）この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

（入札保証金等の返還）

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

（入札保証金等の帰属）

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 15 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

委 託 契 約 書 (案)

社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、次のとおりとする。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までのうち360日間。

別紙、業務委託日程のとおり。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 万 円（内消費税及び地方消費税の額金 万 円）を乙に支払うものとする。

2 委託料の内訳は、次のとおりとする。

支 払 区 分	委 託 料
4月1日～5月31日（61日間）	円
6月1日～7月31日（61日間）	円
8月1日～9月30日（61日間）	円
10月1日～11月30日（61日間）	円
12月1日～1月31日（56日間）	円
2月1日～3月31日（60日間）	円
合 計	円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、自ら委託業務の処理に従事できないときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の承認を得て、甲の指定する期間に限り、乙の責任において第三者に委託業務の処理をさせることができる。

(業務担当員)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理総括責任者及び業務処理副総括責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理総括責任者又は業務処理副総括責任者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理総括責任者は業務技術経験年数が3年以上の者、業務処理副総括責任者は業務技術経験年数が2年以上の者とする。

3 乙は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年令及び住所を甲に通知するものとし、そのうち3名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。委託業務に従事する従業員に異動があった場合も、遅滞なく、甲に通知するものとする。

4 主任者は業務技術経験年数が2年以上の者とする。

5 乙は、委託業務に従事する乙の従業員に対する雇用者及び使用人として、労働関係法令に定める全ての責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は主任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(物品の使用等)

第11条 委託業務の処理に必要な消耗品及び物品は、乙の負担とする。

(報告義務)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当

該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第 13 条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(委託料の請求及び支払)

第 14 条 乙は、各競馬開催区分ごとに委託業務が終了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年 3.3 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、(社)北海道軽種馬振興公社とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(4) 第 3 項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要あるときは、この契約を解除することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第 15 条の 2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。

以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合に

において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 16 条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、甲に申し出なければならない。

（損害賠償）

第 17 条 第 15 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第 15 条第 2 項または前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第 17 条の 2 乙は、この契約に関して、第 15 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前 2 項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第 18 条 甲は乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第 19 条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約書を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

沙流郡日高町富川駒丘76番地1
甲 社団法人 北海道軽種馬振興公社
理事長 三 輪 茂

乙

門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務処理要領

門別競馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務を下記により実施する。

1 実施場所及び業務の範囲

- (1)実施場所 門別競馬場
- (2)実施期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までのうち360日間
(平成23年12月29日～平成24年1月3日は休務日とする。)
- (2)業務の範囲 別紙図面のとおりに

2 業務内容

- (1) 馬場整備業務
 - ア レース前後、レース間及び調教終了後のハローがけ整備
 - イ 馬場の散水
 - ウ 競馬場における人馬の救護
 - エ 馬場の砂厚調整作業
- (2) 発馬機取扱業務
 - ア 発馬機の組立、調整
 - イ 牽引トラクターの操作
 - ウ 発馬機の操作
 - エ 発走練習における補助
 - オ その他は発馬機に付随する機器の取扱
- (3) 整馬業務(門別競馬開催日のみ)
 - ア 競走馬の枠入れ
 - イ 馬及び車両で入り口の開閉
 - ウ 放馬止め作業
- (4) 上記(1)から(3)に係る書類、物品整理業務
- (5) 薬殺、斃死馬の処理場までの運搬
- (6) 能力検査の補助及び馬場整備等
- (7) 厩舎地区業務
 - ア 馬道等の整備作業
 - イ 競馬場内車道等の散水
 - ウ 馬房及び厩舎周辺の消毒作業
 - エ 簡単な草刈り
- (8) 冬期間における管理業務
 - ア 凍結防止剤の散布
 - イ 除排雪作業
 - ウ 早朝馬場整備(6:00～8:00)
- (9) 草刈業務
 - ア 馬場内草刈り(年2回)
 - 刈高 1cm未満程度
 - イ 厩舎地区草刈り(年2回)
 - 集草、積込、搬出すること
 - ウ 国道側法面草刈り(年1回)
 - 集草、積込、搬出すること
 - エ 駐車場下法面(1～2コーナー側)草刈り(年1回)
 - 集草、積込、搬出すること

(10) その他業務担当員から指示のあった場合、競馬場各施設の整備等を随時実施すること。

3 業務処理人員は次のとおりとする。

業 務 名	人 員
能力検査業務(春期)	3名
発走練習業務(春期)	1名
発馬機組立業務	5名
開催前準備業務	16名
開催業務	16名
整馬業務	9名
休催日整備業務(前日)	10名
休催日整備業務	5名
馬場整備業務(時間外)	3名
馬場整備業務(迫切り前)	2名
発走練習・馬場整備業務(時間外)	3名
開催後始末業務	16名
馬場整備業務(夜勤)	2名
冬期馬場整備業務	5名
冬期馬場整備業務(時間外)	3名
馬場内草除草	7名
厩舎地区除草	5名
国道側法面除草	8名
駐車場下法面除草	5名

4 業務時間

区分 勤務地	開 催 日	休 催 日
門別競馬場	12:30～21:00	8:30～17:30
	門別休催日早朝馬場整備 4:00～6:00	
馬場整備(レース前)	8:30～11:30	
発走練習・馬場整備(レース前)	7:30～11:30	
冬期馬場整備業務	8:30～17:30	
	6:00～8:00(時間外)	
草刈り業務	8:30～17:30	6月1日～10月31日の間の非開催日

5 使用機材(以下、「機材等」という。)及び消耗品

(1) 機材等

以下の機材等については、甲から乙に無償貸付し、燃料は甲の負担とする。

① 多目的トラクター	6台
② ゲート	5台
③ ゲート牽引用トラクター	2台
④ 散布車	1台
⑤ タイヤショベル	1台
⑥ 散水車	4台
⑦ 救護車	1台
⑧ 馬運車	2台
⑨ ダンプトラック	2台
⑩ 四輪駆動乗用車	1台
⑪ トラクター	2台
⑫ 草刈り用モアー	1台
⑬ ウッドチップ用攪拌機	1台
⑭ ウッドチップ用鎮圧機	1台

(2) 消耗品

ア 作業服は乙の負担とする。

イ 凍結防止剤及び消毒剤等、ア以外の資材は甲の負担とする。

6 機材等の破損による取扱い

不慮の事故により甲の機材等に破損等が生じた場合は、ただちにその旨を業務担当員に報告すること。

乙の責めに帰すべき理由により、機材等に修繕等を要することとなった場合、乙の負担においてただちに手当てを行うこと。

7 機材等の管理

乙は、機材等を委託期間において業務終了後毎日点検し、善良な管理者の注意義務をもって使用すること。

8 報告の義務

乙は、委託期間において業務終了後毎日、業務処理日報をもって処理の内容を業務担当員に報告するとともに、車両の運行に関しては、走行距離等の必要事項を車両運行管理簿に記入すること。

12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
												▽	▽	▽	▽	▽			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽							
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
											▽	▽	▽	▽	▽		▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
	休務日	休務日	休務日																													
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
	▽	▽	▽	▽		▽	▽	▽	▽	▽	▽		▽	▽	▽	▽	▽	▽		▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	

開催場	回数	日数
門別	15	80
合計	15	80

※ 平成24年の発走練習、能力検査は仮日程

業務名	人員	門別業務時間	合計	備考
○= 能力検査業務(春期)	3名	8:30~17:30	5日	
▽= 発走練習業務(春期)	1名	8:30~17:30	23日	
△= 発馬機組立業務	5名	8:30~17:30	4日	
■= 開催前準備業務	16名	8:30~17:30	4日	
☆= 開催業務	16名	12:30~21:00	80日	ナイター開催
□= 整馬業務	9名		81日	ナイター開催
※= 休催日整備業務(前日)	10名	8:30~17:30	29日	
◎= 休催日整備業務	5名	8:30~17:30	118日	
●= 馬場整備業務(時間外)	3名	8:30~11:30	42日	ナイター開催
◆= 馬場整備業務(追切り前)	2名	4:00~6:00	60日	
◇= 発走馬場整備業務(時間外)	3名	7:30~11:30	38日	ナイター開催
▲= 開催後始末業務	16名	8:30~17:30	5日	
#= 馬場整備業務(夜勤)	2名	21:00~5:00	3日	ナイター開催
★= 馬場整備業務(冬期間)	5名	8:30~17:30	124日	
▼= 馬場整備業務(時間外)	3名	6:00~8:00	74日	

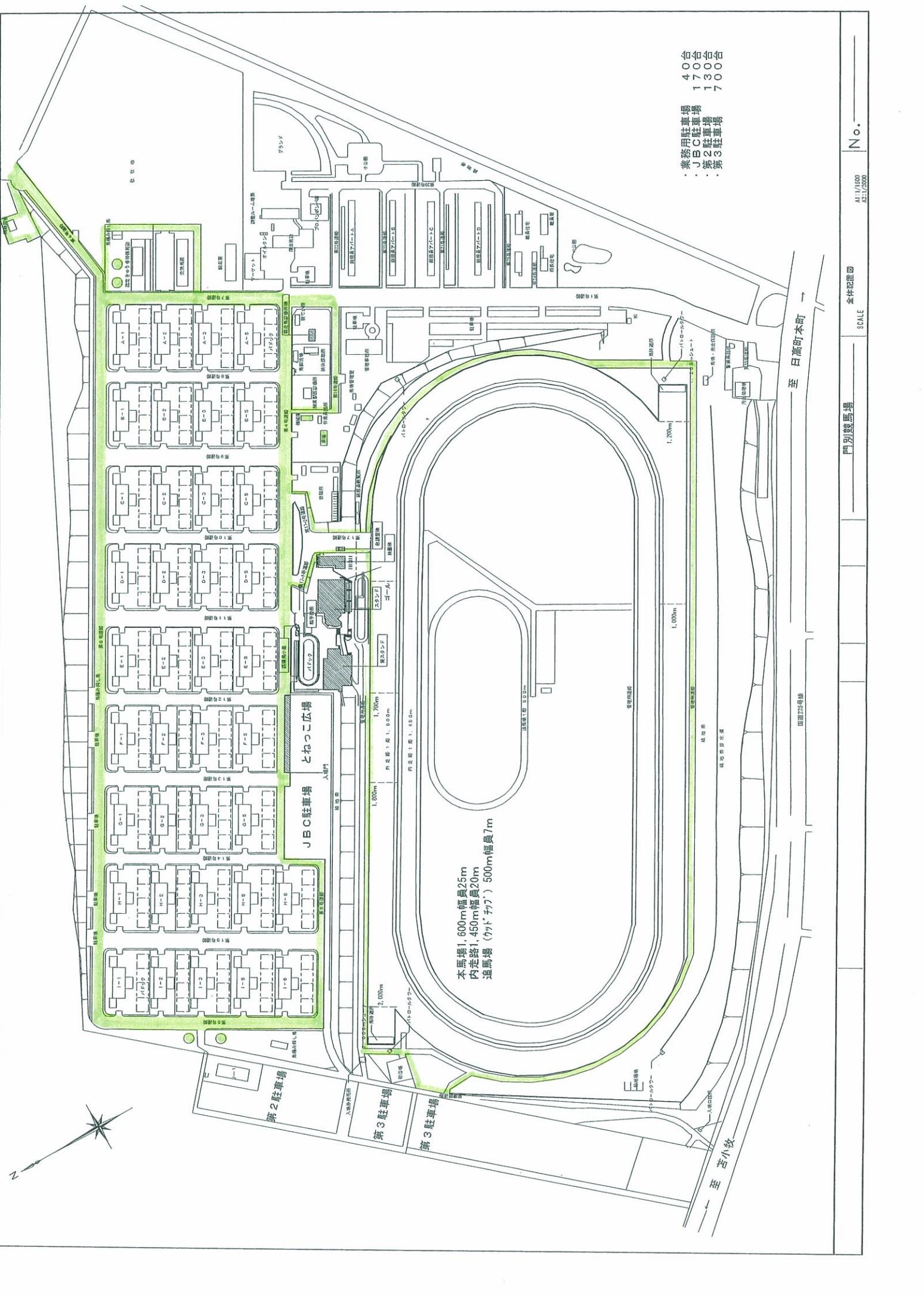
業 務 処 理 日 報

	業務処理責任者氏名		報告者氏名 印		平成 年 月 日 ()			
			⑩		使	用	機 材 等	考
業 務 名	作 業 内 容			使	用	機 材 等	考	
○	能力検査業務(春期)							
▽	発走練習業務(春期)							
△	発馬機組立業務							
■	開催前準備業務							
☆	開催業務							
□	整馬業務							
※	休催日整備業務(前日)							
◎	休催日整備業務							
●	馬場整備業務(時間外)							
◆	馬場整備業務(追切り前)							
◇	発走・馬場整備業務(時間外)							
▲	開催後始末業務							
井	馬場整備業務(夜勤)							
★	馬場整備業務(冬期間)							
▼	馬場整備業務(時間外)							

上記のとおり別読馬場馬場整備等管理業務及び発馬機取扱業務が行われたことを確認しました。

確認者 業務担当員

⑩

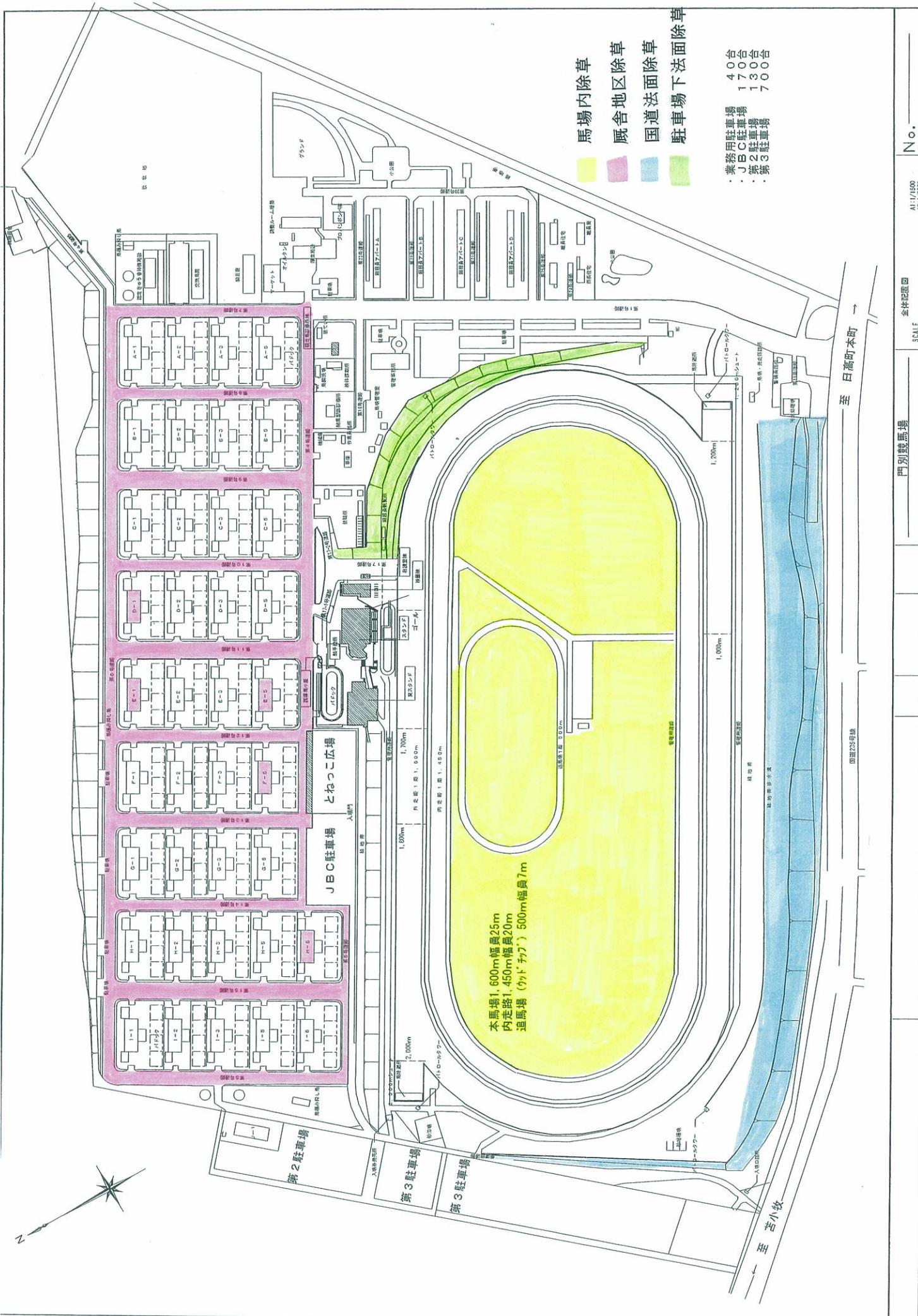


- ・業務用駐車場 40台
- ・JBC 駐車場 170台
- ・第2 駐車場 1300台
- ・第3 駐車場 700台

本馬場1,600m幅員25m
 内走路1,450m幅員20m
 連馬場(ケッド・カワ)500m幅員7m

至 日高町本町

至 荻小牧



- 馬場内除草
- 厩舎地区除草
- 国道法面除草
- 駐車場下法面除草

- ・業務用駐車場 40台
- ・JBC 駐車場 170台
- ・第2駐車場 130台
- ・第3駐車場 700台

本馬場 1,600m 幅員 25m
 内走路 1,450m 幅員 20m
 追馬場 (カド・チカ) 500m 幅員 7m

草刈業務エリア

門別競馬場

至 日高町本町

至 荻小牧

No.

A1:1/1500
A2:1/2500

全体配置図

SCALE

距離 235 号線